

商工神奈川

2019 7

TOP NEWS ▶ 本会専門委員会を開催



Contents

〈巻頭〉本会専門委員会を開催	2
組合Q&A	5
〈特集〉神奈川働き方改革推進支援センターのご案内	6
組合あてな	8
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば・専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

第71回中小企業団体全国大会への提出意見案を協議

本会の各専門委員会が、それぞれ令和元年6月12日(水)～6月17日(月)までに開催された。専門委員会は会長の諮問機関として課題ごとに6つの委員会を設置し、行政などへの意見要望等について審議している。

今回の各専門委員会では、来たる11月7日(木)、鹿児島県「鹿児島アリーナ」にて開催される第71回中小企業団体全国大会の決議案等への本会提出意見について協議した。この提出意見は、関東甲信越静中央会のブロック会議及び全国中央会での調整を経て、全国大会での決議に反映される。以下に、提出意見を掲載する。

各委員会個別要望項目

〔 総 合 〕

1. 社会保険料の負担見直しと中小企業の利益確保策について

社会保険料の負担増は、厳しい経営環境にある中小企業にとっては死活問題であり、経営体力や従業員の雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

建設業においては、国土交通省が下請け事業者従業員の社会保険加入を徹底させており、未加入の事業者に対しては同省発注の工事から排除され、建設業の許可も出されない方針が示されている。また、最近では、建設業における働き方改革を加速させるため、「長時間労働の是正」、「給与・社会保険」、「生産性向上」の3つの分野における新たな施策をとりまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」が策定され、社会保険加入への徹底と処遇改善の取組を推進しているが、中小企業には未だ行き渡っていないのが現状である。

このように、事業者にとって負担となる「社会保険加入の徹底」が先行し、社会保険加入に不可欠な「利益の確保」が後追いになっている状況では、中小企業の経営は改善しない。

そこで、以下のとおり要望するものである。

- (1) 中小企業が負担する社会保険料を引下げる
- (2) 官公庁及び民間発注工事における法定福利費の発注価格の適正な転嫁を行う
- (3) 官公需・民需を問わず、人件費や原材料費の上昇などに対応できないような、低価格な発注が行われないよう対策を講じること

2. 地域中小企業及び官公需適格組合への受注機会の確保・拡大について

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、毎年「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、中小企業への受注機会の増大のための措置が講じられている。しかし、受注総額の減少等による価格競争の激化や、入札価格の下落、ダンピングなどにより、実質的な意味での受注機会が確保されているとは言い難い状況である。

一方、官公需適格組合は、受注体制が整備されている旨を中小企業者が証明した組合である。国等の契約の方針にも、その積極的な活用が明記されているにもかかわらず十分に活用されていないのが実情である。

また、地方自治体における少額随意契約は、地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、地域経済の活性化にも繋がる。地域で発生した官公需は、その地域の中小企業

が受注することが地域経済の健全な発展につながり、適正な利益が確保される。

中小企業にとって官公需の受注は、その経営基盤の安定に極めて有効な手段であることから、以下のとおり要望するものである。

- (1) 中小企業及び官公需適格組合をはじめとする組合等の受注拡大のために、地方公共団体に対して、官公需適格組合制度についての周知を図るとともに組合等への積極的な発注を促すこと
- (2) 地域中小企業の受注機会の拡大を図るために、分離・分割発注の推進に努めるとともに、工事の発注にあたっては、地元中小企業を優先すること
- (3) 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の確保・拡大を図るために、一般競争入札の縮小を図るとともに、少額随意契約の積極的な活用とその適用限度額の引き上げに努めること

3. 全国中央会の充実・強化と組合情報システムの高度化について

組合等連携組織を通じた中小企業への支援や都道府県中央会の指導を行っている全国中央会では、近年、「ものづくり補助金」や「外国人技能実習制度適正化事業」等の各種中小企業施策の推進など、新たな業務が増加している。しかし、業務量の増加に伴う人員が確保されておらず、新たな専門人材の確保・育成が充分とは言えない状況にある。

また、都道府県中央会では、OA化を図りながら組合情報のデータベースを構築しているが、年数の経過とともにシステムの見直しが必要の課題となっており、現状では、各中央会単独でそれぞれの方法によりシステムの再構築を手掛けている。しかしながら、各都道府県中央会の業務内容は多くの部分が共通していることから、全国中央会がモデルシステムを構築し提供するなど、主導的な立場で各中央会のシステム見直しを支援することが効率的かつ効果的である。

そこで、以下のとおり要望するものである。

- (1) 新たな業務に的確に対応できるようにするため、全国中央会への人件費補助の拡充を図ること
- (2) 全国中央会に対し、各中央会で活用できる共通システムの開発経費を補助するとともに、情報担当職員の確保・育成など情報化体制の確立を支援すること

〔 労 働 〕

1. 地域格差を是正した最低賃金の決定及び適正な施行時期について

最低賃金制度は労働者の生活を維持し、雇用を確保していくための必要な制度ではあるが、最低賃金は全国的に上昇傾向にあり、特に神奈川県は東京都に次ぐ水準となっている。このため近隣他県との賃金格差も大きく、特に県西地域等の隣接地域では、人件費の安い他県への仕事流出が起こるなど、競争力に大きな影響を与えている。

このような状況を改善するため、次のとおり要望するものである。

- (1) 最低賃金の設定については、決定基準となる「労働者の生計費」「類似の労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3原則に則した決定をするとともに、近隣県との格差を是正すること
- (2) 同一県内の大都市地域とその他地域との格差を加味し、県内格差の大きい都道府県については県内の実態に即

した最低賃金の導入を検討すること

- (3) 最低賃金の決定の公示から効力発生までの準備期間を十分確保し、年度途中の発効ではなく、年度初めに発効するよう配慮すること

2. 働き方改革による中小企業者への負担軽減及び中小企業の人材確保・定着支援について

働き方改革について、大企業を中心に労働時間の削減、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方の導入が検討・推進されている。そうした中、中小企業も同様の取組みを行う必要があるが、元請である大企業から短期間での発注や納期の短縮要請があるなど下請中小企業に対し、しわ寄せ負担が生じ、結果として長時間労働等が発生している。年度末など特定時期での発注の集中なども中小企業の働き方改革を難しくしているほか、集中した場合であっても残業代を価格に転嫁できないことが中小企業の経営を圧迫している。

また、中小企業が新卒者を採用しようとする大企業や他の中小企業と競合してしまうため、優秀な新卒者を採用するのは困難であると考えられる。

このような状況を改善するため、次のとおり要望するものである。

- (1) 大企業の働き方改革の取り組みの結果、下請中小企業者の働き方改革推進がかえって阻害され、過度な負担が発生しないよう適正な取引指導や周知の徹底を図ること
- (2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援策を拡充・強化すること

3. 長期的な外国人材の活用について

外国人労働者の受入れについては、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、全国各地の主要自治体に一元の相談窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が設置されることになった。しかしながら、相談員がボランティアや非正規雇用であったりするため、専門的かつ継続的な支援体制とはいえない状況が見受けられる。

また、在留資格「特定技能」が創設されたのを機に、これま

で外国人材を受入れたことがない中小企業から「特定技能外国人を採用したいが、具体的に何から取り組んでよいかわからない」、「どこに相談すればよいかわからない」などの声が寄せられている。多くの中小企業では外国人材の採用等に関するノウハウがないのが現状である。

さらに、外国人技能実習制度においては、より多くの業種の中小企業が利用できるよう技能実習対象職種・作業の拡大が求められている。

そこで、これらの状況を改善するため、次のとおり要望するものである。

- (1) 「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の相談員を正規雇用とするなど、専門知識と高いスキルを有する支援人材を確保し、外国人への継続的な支援が可能となるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の充実・強化を図ること
- (2) 中小企業を対象とした外国人労働者の採用・定着に関する相談窓口を創設すること
- (3) 外国人技能実習制度における対象職種・作業の拡大及び特定技能制度における対象分野の追加を行うこと

〔 金 融 〕

1. セーフティネット保証の要件の維持・拡充について

令和元年10月からの消費税率10%への引上げによって、特に小売業界においては駆け込み需要とその反動による消費低迷により大きな景気変動を直接受けることも想定される。今後、米中貿易摩擦による国内経済への影響も懸念されるため、経営の安定に著しく支障を生じている中小・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図るためには、引き続きセーフティネット保証(5号認定)の活用が求められる。

そこで中小企業の資金繰りに影響を来さぬよう、以下の点を要望する。

- (1) 迅速な景気判断により、可能な限り指定業種の追加を行うこと
- (2) 中小企業・小規模事業者に対し、これまで以上に制度を周知・徹底すること

2. 高度化融資制度の弾力的運用と円滑な事業承継の実現について

高度化融資制度は、中小製造業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に大きな役割を果たしてきた。今日、高度経済成長期に本制度を活用した工業団地が老朽化を迎えるため、リニューアルのニーズが強い。しかし、本制度の活用にあたっては、貸付対象先の組合に対して債権保全策として貸付対象の土地、建物等の物的担保とともに組合理事あるいは組合員に組合借入に対する連帯保証人が必要となるため、過度な負担となる。

また、既往融資については、この連帯保証が、事業を承継する経営者本人やその親族にとっての負担・不安定要因となってしまう、事業承継の阻害要因となる。

そこで上記を踏まえ次のことを要望する。

- (1) 融資の際に必要な個人保証について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関保証等へ弾力的に対応するように、都道府県に周知・徹底すること
- (2) 事業承継の阻害要因になっている、相続時の個人連帯保証に対し、保証内容の見直しや連帯保証の解除等、柔軟な対応をすること

〔 税 制 〕

1. インボイス方式導入に伴う慎重な対応について

令和元年10月の消費税率10%への引上げに併せて軽減税率が導入される。これに伴い、適用税率・税額の記載を義務付けるインボイス方式(適格請求書等保存方式)の導入が2023年より予定されているが、税率ごとに売上を区分したレシート発行や税率別に区分した記帳が求められるなど、中小企業、とりわけ小規模事業者においては大きな事務負担を強いられることが想定される。

またインボイス方式の下では、免税事業者からの仕入れについては、仕入税額の控除ができない。そのため免税事業者は取引から排除される可能性があり、課税事業者への登録を余儀なくされる。

上記を踏まえ、その導入にあたっては以下の点を要望する。

- (1) インボイス方式の導入にあたっては十分な検討を行い、中小企業・小規模事業者への過度な事務負担とならな

いよう配慮すること

- (2) 免税事業者が取引上不利な立場にならないよう考慮し、十分な措置を講ずること

2. 法人税率の引き下げについて

現在、日本における法人税率は、先進国と比較高い水準となっている。一方、アジア、さらにはアメリカ等の主要国でも法人税率の引き下げが相次いでおり、このままでは国際競争で日本が不利になることが必至である。中小企業者のさらなる投資の促進、雇用の創出により、競争力及び財政基盤の強化を図るべく、軽減税率の拡充が必要である。

- (1) 令和3年3月31日までの適用期限となっている中小法人の軽減税率を恒久化し、法人税率を引き下げること
- (2) 現行年間800万円以下となっている中小法人の軽減税率の適用所得金額を引き上げること

〔 商業サービス業 〕

1. 街づくりに不可欠なインフラの維持に関する補助施策について

安心・安全な街づくり実現のために、多くの商店街が防犯カメラの設置や街路灯のLED化に取り組んでいる。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控えたインバウンド対策として、無料Wi-Fiの整備に取り組んでいる商店街も増えている。新たなインフラ整備に対しては、「商店街活性化・観光消費創出事業」が予算措置されるなど各種支援が用意されているが、インフラの老朽化や故障による修理、定期メンテナンス等の維持管理や、Wi-Fiに必要なセキュリティ対策等の支援措置は十分とは言えず、商店街にとってインフラの維持管理のコスト負担が大きな課題となっていることから、次の事項を要望する。

- (1) 防犯カメラや街路灯、無料Wi-Fi設備等のインフラのメ

ンテナンス及びセキュリティのバージョンアップに関する支援措置を講ずること

- (2) 地域商店街が設置する防犯カメラについては、地域の防犯対策という公的な役割を担っており、行政による費用負担を検討すること

2. 商店街振興組合法の見直しと大企業の商店街への加入促進

商店街の空洞化や空店舗が増加するなか、任意商店街における新たな商店街振興組合の設立や、既存の商店街振興組合を維持するにあたり、商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)における小売事業者・サービス事業者の30人以上が近接しての商店街形成、他の商店街振興組合の地区との重複の制限、さらに第9条(商店街振興組合の設立)における組合員資格を有する者の3分の2以上が組合員となることとい

う厳格な要件を満たすことが困難になっている。

一方、商店街協同組合については、地区や設立要件に関する制限は少ないが、現在の商店街組織に欠かすことのできない大企業の組合員加入に一定の制限がある。これらの課題を解決し、任意組織の商店街の法人化を促進するため、次の事項を要望する。

- (1) 商店街振興組合における事業者数や近接などの成立要件の緩和を図ること
- (2) 大企業の商店街組合への加入促進のため、商店街協同組合から商店街振興組合への組織変更を認めること

3. 「キャッシュレス・消費者還元事業」の拡充について

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施される。これにより中小・小規模事業者は自己負担無しでのキャッシュレス端末導入や、キャッシュレス決済手数料の3分の1の補助

を受ける事ができる。

しかしながら、中小・小規模事業者にとって決済手数料のコスト負担は大きく、事業終了と共に現金決済に戻ることも懸念される。また、キャッシュレス決済事業者の乱立により決済方法も多岐にわたっているため、中小・小規模事業者は複数の決済端末設置といった対応を強いられる可能性がある。

そこで、キャッシュレス決済の普及促進を図るためにも、次の事項を要望する。

- (1) 「キャッシュレス・消費者還元事業」の期間延長を図ること
- (2) 「キャッシュレス・消費者還元事業」におけるキャッシュレス決済手数料の補助については、複数年に渡る継続的な補助制度とすること
- (3) クレジットカード、ICカード、QRコード等キャッシュレス決済のサービス提供会社が連携してシステム一元化を図り、決済端末の統一化に努めるよう働きかけを行うこと

〔 工 業 〕

1. ものづくり補助金の継続・拡充について

ものづくり補助金は、中小製造業を中心に多くの事業者からの申請があり、その関心度が高いことがうかがわれる。

一方、予算額については前回と比較し200億円減額され、採択事業者数の減少が見込まれる。また、補助対象としている機械装置の納期が間に合わない等、補助事業者の責に帰さない要因による辞退案件も多い。さらに、認定支援機関による補助事業者への採択後の進捗管理や事業化支援等のフォローアップも、十分とは言えない。そこで、こうした状況を改善するため、次のことを要望する。

- (1) ものづくり補助金を継続するとともに、採択事業者の増加を図るため、予算額を増額すること
- (2) 中小製造業の高付加価値化を図るため、補助上限額を増額し、先端設備の導入及び高度な試作開発の促進を図ること
- (3) 補助事業者の採択後における認定支援機関の役割を明確にし、同機関を活用した補助事業者のタイムリーな進捗管理、早期の事業完了及び事業化を実現するための制度を設けること

- (4) 補助事業の実施期間内での確実な完了を実現するため、審査プロセスの簡略化等により早期の採択を行い、補助事業の実施期間を十分に確保すること

2. 若年層・女性の人材確保、定着のための労働環境整備に対する施設面での施策の充実について

労働力不足が深刻化する中で、中小企業の更なる発展のためには、若年層・女性を中心とした技能人材の確保及び定着が重要である。

一方、中小企業においては、働き方改革関連法の施行に伴い制度面での整備は進むものの、施設面においては老朽化が進み、工場建屋やトイレ・更衣室等のリニューアルは十分とは言えず、若年層・女性の人材確保、定着の妨げとなる場合も多い。

そこで上記のことを踏まえ、次のことを要望する。

- (1) 老朽化が進んだ工場建屋のリニューアルに対する補助金等、支援施策を新設すること
- (2) 女性専用トイレ・更衣室、空調設備等の労働環境整備に対する支援施策等の充実を図ること

〔 エネルギー環境 〕

1. 廃プラスチックへの支援強化について

中国による、資源物を含めた廃棄物の輸入規制に端を発し、現在、国内の廃棄物処理について最終処分場及び中間処理施設などの受入れが全国的に困難となっている。とりわけ、廃プラスチックの処理費高騰は、特定の業界だけではなく事業者の負担増となり、更に、廃棄物事業者も価格転嫁出来ずにいる状況でもある。また、廃プラスチックの活用として再生品や燃料になるものの、利用が進んでいない状況である。

現在、国においては自治体所有の処理施設において、産業廃棄物の受入れを検討するよう通知をしたところではあるものの、自治体ごとの状況や対応に格差があり、事業者に対する一律な支援措置とはなっていない。

そこで、以下のとおり要望する。

- (1) 適正な価格転嫁やリサイクル循環が円滑に推進するよう、廃プラスチックの深刻な処分状況について広く周知を図るとともに、廃プラスチック再生品の利用促進について、積極的に訴えかけること
- (2) 廃プラスチックの処理費用については、各種リサイクル法同様にメーカーや消費者負担となる仕組みとすること
- (3) 廃プラスチックが燃料として活用されるよう、業界指導などの取組みを加速すること
- (4) 中小企業による廃プラ代替品の商品開発・販路開拓について支援策を講じること

2. 中小企業のSDGsへの取組みへの支援制度の創設について

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された取組み目標となる“SDGs”は、昨年度は神奈川県もモデル都市宣言をし、官民一体となって推進している。現状、“SDGs”は国及び自治体などの行政機関、金融機関を含めた大手企業への普及が進み、ESG投資を含めた企業評価の指標として検討が進んでい

る。しかしながら、中小企業には浸透していない状況にある。

そこで、以下の通り要望する。

- (1) 中小企業の“SDGs”への自発的な取組みを推進するため、啓発活動を促進すること
- (2) “SDGs”の取組みについて、ものづくり補助金における経営革新計画の承認や経営力向上計画の認定に対する加点等と同様に、各種補助金制度や官公需発注において加点制度を導入すること

3. 「エコアクション21」制度への支援の拡充について

「エコアクション21」は中小企業が取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省が創設し、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては環境配慮の促進を図る重要なツールの一つとして位置付けられるなど、同制度の更なる普及促進が期待されるところである。

しかしながら、本制度の創設から15年が経過しているものの、制度及び取得企業に対する社会的な評価が未だ低いままである。

また、新規認証を目指す事業者を対象に専門家派遣を補助する「CO₂削減プログラム補助事業(Eco-CRIP事業)」は「エコアクション21」の取得にかかる企業の負担が軽減でき、中小企業にとって、より取り組みやすい支援策となっている。しかしながら、2年毎の更新時に活用可能な助成制度がなく、中小零細事業者にとって認証維持の負担となっている。

そこで以下の通り要望する。

- (1) エコアクション21の国等による本制度の周知活動を一層強化すること
- (2) エコアクション21の更新登録事業者に対する支援措置を創設すること
- (3) エコアクション21の取得企業に対する官公需発注などにおける優遇措置を創設すること

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第22回



横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. 契約書ではなく、覚書という文書を見かけることがありますが、契約書と覚書は何が違うのでしょうか。

また、それらの文書に署名・押印があるかないかで、結果は異なってきますか。

A.

1 契約書と覚書の違いについて

契約書は一般的に「契約の成立を証する書類」と言われています。

一方、覚書が何かについての法律上の明確な定義はありません。辞書をひくと、「忘れないように書き留めておくこと。また、その文書」などと記載されています。

このように、契約書と覚書は、契約としての法的拘束力をもつか否かで区別されるように思えますが、覚書と表題がついていても、法的拘束力を持つ場合もあり、法的拘束力を持つか否かはケースバイケースです。裁判例も分かれています。

法的拘束力があるか否かについては、契約内容の一般的有効要件に加え、当事者の合理的意思を解釈して決すべきであるとし、覚書を締結した経緯から判断すると被告代表者は法的拘束力があることを前提に覚書を締結したといえると判断し、覚書の法的拘束力を認めた裁判例もあれば、本件の合意は今後進める予定の協議内容の方向性を確認したというべきものであって、被告会社等の会社組織としての最終的な合意事項を定めたものと認めることはできず、その記載内容もいまだ一般的抽象的かつ宣言的なものとどまっており、特定の相手方に対して具体的かつ特定した法的義務を負担させる内容となっていないとして、覚書の法的拘束力を否定した裁判例もあります。

2 書類にする署名・捺印の重要性について

民事訴訟法228条は、第4項で「私文書については本人又はその代理人の署名又は押印があるときは真正に成立したものと推定する」と規定しています。いわゆる二段の推定と呼ばれる規定です。

私文書に、本人(またはその代理人)の意思に基づく署名または押印があるときは、その私文書は本人の意思に基づいて作成されたと推定するという内容

の法律です。

これに関し、最高裁判所は昭和39年5月12日の判決で「文書中の印影が本人または代理人の印章によって検出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当である。」と判示しました。「印章」というのはハンコのこと、「印影」というのはハンコを紙に押したときに残る朱肉の跡のことと考えて頂いて結構です。

民事訴訟法228条4項の規定と、最高裁判所の判例を併せて解釈すると「文書に、本人の署名または押印がある場合には、本人の意思に基づいて署名・押印がなされたものと推定され、結果的に、その文書が本人の意思に基づいて作成されたと推定される。」ということになります。

すなわち、私文書に本人の印章による印影があった場合には、その文書は本人の意思に基づいて作成されたと推定されてしまうのです。

そこで、その印影が本人の印影といえるかが大きなポイントとなってきます。

日本では、住民登録をしている自治体に登録することにより、本人の印章(印影)であることが証明される「印鑑」登録という制度があります。自治体が、その印影が本人のものであるというお墨付きをするのです。

私文書に実印登録のされている印影が残っていると、それは本人の意思に基づいて作成された文書であると推定されてしまうのです。これが認印と実印の大きな違いです。

契約書に認印が押されていたとしても、その契約書の有効性は左右されませんが、仮にその印影が本人のものかどうか争いになった場合に、実印と認印では大きな違いがあるのです。

くれぐれも実印を無くさないように気をつけていただきたいと思います。

⑨ 回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

**組合個別
専門相談**

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律・税務・経理

令和元年

8月7日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 業務推進部 TEL:045-633-5131

厚生労働省
神奈川労働局
委託事業

神奈川働き方改革 推進支援センターのご案内

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を、
専門家が無料で支援いたします！

「働き方改革推進支援センター」は、働き方改革の実現に向けて各都道府県に設置されており、神奈川県においては昨年度に引き続き、本会が受託することとなりました。

昨年度と同様に無料・秘密厳守にて、社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家がご相談に応じますので、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様はぜひご活用ください。



TEL **フリーダイヤル 0120-910-090** (平日9時～17時)

ホームページ URL ▶ <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/htk/>

ステップ
1

まずは、電話・メール・FAX・ご来所にて、ご相談ください

例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主からのご連絡をお待ちしています。

- ① 新しい36協定について詳しく知りたい
- ② パートタイマーや臨時社員の賃金の決め方についてアドバイスがほしい
- ③ 経営改善・生産性向上への取組例や活用できる助成金を知りたい
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理の改善についてアドバイスがほしい
- ⑤ 働き方改革を踏まえ、就業規則を抜本的に改正したい
- ⑥ IT推進に向けてのアドバイスがほしい

ステップ
2

専門家を派遣し、ご支援します

**お悩みや疑問をお持ちの皆様、
お気軽にご相談ください。**





「働き方改革推進支援センター」とは？

働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として47都道府県に開設されました。

神奈川県においては本会が厚生労働省—神奈川労働局から事業を受託し、平成30年7月より行政・商工会議所・商工会等と連携を図りつつ専門家による電話相談・企業訪問相談・セミナー開催等を実施して参りました。本年度からは、センター機能を横浜市中区の本会内に一本化し、社会保険労務士・中小企業診断士等の資格を有する総勢20名以上の専門家が在籍する体制にて、皆様のご相談をお受けしています。



どのような支援を行っているの？

常駐の専門家が、中小企業や事業主の方から働き方改革の実現に向けた経営改善や労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規程の見直し、生産性向上や労働条件改善に役立つ助成金の活用などのアドバイスを無料で行います。また、働き方改革に関連する労務管理セミナーも開催しています。具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

個別相談支援

- 窓口相談、電話、メールなどで全般的な相談を受付
- 企業に直接訪問し、事業主の方が抱える様々な課題について専門家が相談
- 商工会議所・商工会等と連携した、より身近な場所での出張相談会の実施

労務管理セミナー

- 「時間外上限規制」、「同一労働同一賃金ガイドライン」への対応等
- 36協定の締結、就業規則作成、各種助成金の活用等



お問合せ・
ご要望等も
こちらまで

厚生労働省 神奈川労働局 委託事業

神奈川働き方改革推進支援センター

- 【相談時間】 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
【場所】 〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センタービル9階 神奈川県中小企業団体中央会内
【電話】 0120-910-090
【FAX】 0120-971-030
【メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp
【ホームページ】 <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/htk/>



「Cake Show Kanagawa 2019 神奈川県洋菓子協会作品展」を開催

一般社団法人神奈川県洋菓子協会

一般社団法人神奈川県洋菓子協会は、令和元年6月4日(火)～5日(水)に「Cake Show Kanagawa 2019 神奈川県洋菓子協会作品展」を横浜産業貿易センタービル(横浜市中区山下町)にて開催しました。当作品展は「ジャパンケーキショー東京」の予選も兼ねており、洋菓子技術の研究や開発などを通して、業界の活性化を図ることを目的として毎年開催しています。会期前日に審査会が行われ、マジパン細工で彩ったケーキや花やりボンをデザインしたあめ細工など200を超える会員の作品から入賞作品が選ばれました。当日は全国トップレベルを競う作品展示だけでなく、一般来場者を対象に、会員洋菓子店の自慢の焼き菓子販売や昨年度の金賞を受賞したケーキが味わえるティールームなどが開かれ、大いに賑わいました。

今年度の「ジャパンケーキ



ショー東京」は下記の通り開催され、神奈川県で入賞したパティシエたちがさらに腕によりをかけた作品を出品しますので、足を運んでみてはいかがでしょうか。

【ジャパンケーキショー2019東京開催概要】

開催日時：令和元年10月15日(火)～17日(木)

10時～17時(最終日は16時まで)

開催場所：東京都立産業貿易センター台東館

(東京都台東区花川戸2-6-5)



「浅野町工業団地就職面接会・企業見学会」を開催

浅野町工業団地組合連絡協議会

浅野町工業団地組合連絡協議会では、令和元年6月13日(木)に浅野町工場会館(川崎市川崎区浅野町)において就職面接会・企業見学会を開催しました。

当面接会は、協議会とハローワーク川崎が湾岸エリアの人手不足の解消を目的として企画し、川崎市からの後援を受け実施されました。当日は協議会会員組合・団体から計21社が面接ブースを設けたほか、資料ブースでは、ハローワーク川崎が全参加企業をじかに取材して作成した、求職票を見るだけでは得られない情報を記載した特製の企業PRシートを準備して配布する等、主催者がこの面接会にける熱意が感じ取れました。当面接会では事前予約やハローワークの紹介状が

無い方、企業見学会のみの参加の方などにも、広く門戸を開いたことで39名にも上る幅広い年齢層の求職者等が集まりました。面接会だけでなく、引き続き開催された企業見学会もあわせて希望する参加者が非常に多くみられ、求職者からも本イベントが期待度の高いものであったことがうかがえ、盛況のうちに終了しました。

当協議会会長の吉田氏は、「参加した企業のモチベーションや評判も高く、本面接会をパイロットモデルとして、今回参加していない企業で第2、3弾を開催できれば良いと考えている。」と語っていました。



本会 森 洋会長が全国中小企業団体中央会 会長に就任

令和元年6月28日(金)、ANA インターコンチネンタルホテル(東京都港区)において令和元年度 全国中小企業団体中央会(以下、全国中央会)通常総会が開催され、役員選挙の結果、本会 森 洋会長が新たに全国中央会会長に就任いたしました。

総会は、経済産業大臣政務官 石川昭政 氏や株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 関根正裕 氏をはじめとする総勢300名以上が出席する盛大な会合となりました。

森会長は就任挨拶の中で「中小企業が良くならないと日本経済は良くならない。全国中央会の副会長として大村前会長を補佐してきた経験を活かし、これまで先代会長が築かれたご功績を汚さぬよう、中小企業の

発展に邁進する所存です。また、働き方改革や最低賃金、消費税率引き上げに伴う軽減税率対応レジの導入支援等をスピード感をもって実施していきます。」と決意表明を行いました。

なお、本県では、森会長の全国中央会会長就任祝賀会を下記の通り開催する予定となっておりますので、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

【森会長 全国中央会会長就任祝賀会 開催概要】

開催月日：令和元年9月30日(月) 18:00～

開催場所：横浜ロイヤルパークホテル
(横浜市西区みなとみらい2-2-1-3)

参加費：10,000円

※改めて正式なご案内をさせていただきます



通常総会の様子



就任挨拶する森会長

本会主催

「平成30年度 年間共済推進貢献者表彰大会」を開催

令和元年6月12日(水)、ホテルモントレ横浜(横浜市中区)において平成30年度 年間共済推進貢献者表彰大会を開催しました。

本会では、県内組合の組合員事業所の発展と経営者のリスクマネジメント対策、また、その事業所で働く従業員の福利厚生を図ることを目的に共済制度に取り組み、その普及に努めています。日頃から、本会職員と大樹生命保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社をはじめ、各社の共済推進実務担当者間で定期的に連絡会を開催し、現場レベルでの推進活動を強化

するため様々な活動を行っています。

その一環として、貢献者を表彰する制度を設けており、推進員の向上、更なる共済推進を目的として、今般、表彰大会を開催いたしました。

大会には、表彰基準をクリアした共済推進員総勢34名が招待され、そのうち各部門で1位の成績を収めた4名に対し、本会西村専務理事より表彰状が授与されました。

本会共済制度についてのお問合せ先
本会 業務推進部 TEL：045-633-5136



表彰大会の様子



表彰者4名と本会西村専務理事

製造業

食料品	パン	求人難はますます激しくなりつつある。
	酒造	平成31年3月の課税移出数量について、特定名称酒合計は前年比97.8%と前年を下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比79.9%と前月に引続き前年を下回った。合計でも前年比94.5%と前年を下回る結果となった。
	ひもの	過去にない10連休があったため売上増を期待していたが、結果は例年より厳しいものであった。一方、良質な原料の安定確保問題は解決されない中で資材等の値上げが見られるが、これを販売価格に転嫁できず厳しい経営が続いている。
	製麺	今年の大型連休は10連休だったので例年より忙しかったが、反動なのか連休明けがとても暇になってしまい、結局帳尻が合ってしまった。
繊維工業	テントシート	去年から続いた台風関連の仕事は4月には終わり、5月は例年に比べ受注量は不変、もしくは減少。オリンピック関連の仕事も騒がれている割には具体的な話には未だ至っていない。
木製材品	家具	31年4月の全国住宅着工戸数は、79,389戸で前年同月比△5.7%と、貸家の減少により5カ月ぶりに減少。一方、神奈川県は8,354戸で2カ月連続で+25.2%と増加。
印刷	製本	元号改定により、帳票類の仕事が例年よりも多かった。月末に向けて収束の動きは見えだが、今後数カ月は多少の影響が見込まれる。雑誌類は例年通りの量だった。
化学・ゴム	石油製品	例年、大型連休はガソリン販売量が大きく伸びる時期であるが、今年は10連休であったにも拘らず、ガソリン販売量は伸びなかった。低燃費車等の普及により、個々の自動車のガソリン使用量が減少していると思われる。
土窯石製品	砕石	県内の大型案件を中心に工事が本格化し、砕石需要は盛期入りへ。一方、生コン配合に石灰石が増えており、また、働き方改革の実施や恒常的な輸送力の減衰等から出荷は足踏み状態が続く。5月単月では連休による稼働日数減少が出荷数に表れた。収益面においては価格改定が実務価格に反映し出しており、上昇に転ずる気配。
鉄鋼	工業塗装	前年同月は、防衛系主力製品が動いていた。今年はそれがなく民需に転換しているが、4月・5月は年度替わりの在庫調整により、受注が低調であった。6月以降の回復に期待している。
	工業団地（相模原市）	依然として業況横這いで推移。夏季賞与の労使協議が始まるも、昨年並みの水準での交渉見込む。
	工業団地（伊勢原市）	相変わらず見通しの立たない状況が続き、米中の関税問題の動向、EU、イランの不安がつきまとう中、当組合員企業各社も先行きが読めない。原材料・求人・親会社・取引先の動向も不透明。厳しいとしが言えない。
	メッキ	業界全体の生産額が若干の増額を示したが、要因に期待できるものが見当たらず一過性のものか。人手不足は解消されたとは言えず、組合員の生産額も二極性は解消されていない。10月の消費税増税は製品に転嫁されなければ、景況の冷え込みを助長しそうである。
金属	金属製品	受注量が減少している企業が目につき始めている。米中貿易関係の影響が徐々に始まっているようで、半導体・携帯等は受注量が減少傾向にある。今後厳しさが増えていきそうである。
輸送機器	指定業者（船舶）	日本船舶輸出組合が発表した4月の一般鋼船の輸出船契約実績は、前年同月比で40.7%増の75万総トンと3カ月ぶりに増加に転じ、2022年度引き渡し分で初受注が見られた。ただ4月末の手持ち工事量は前月比70万総トン減の2,443万総トンと減少、受注環境は依然として厳しい。
製造その他業	工業中心の複合業種	宇宙関係や特殊部品の一部を除いては、業種に関係なく昨年秋季以降から下降気味の企業が多くなっている状況。上向く気配はどこも感じられない様子。人材不足、経済不安、多方面の値上げと、今後の不安は増大する。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
									
	-21.6%	0.0%	1.4%	-8.1%	-23.0%	-18.9%	-14.3%	-10.8%	-31.1%
									
全体	-19.0%	4.8%	4.8%	-9.5%	-19.0%	-14.3%	-14.3%	-9.5%	-28.6%
製造業							—		
非製造業	-22.6%	-4.0%	0.0%	-7.5%	-24.5%	-20.8%	—	-11.3%	-32.1%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸 売 業	菓子卸 売上は、休みが増えた影響がそのまま出てしまい、悪かったようだ。理事会では、働き方改革を順守するために、皆苦慮しているという話が多く出た。
	卸団地 引続き、売上減少基調であるものの、直近においては大きな変化は見受けられない。人材の確保がボトルネックとなっている企業が見受けられ、その対策について常に企業側は苦慮している。
	料理材料卸 連休の影響がはっきりと現れた5月であった。4月は仮需があり売上は上昇したが、その反動がやはり5月に生じ、4～5月の2カ月の合算においても、昨年を割る結果となった。
	リサイクル 古紙市況は、5月下旬の天候の影響により発生量が少なく、国内回収量は減少している。また、為替の円高により輸出が軟調であることから、6月はダンボールに続いて新聞、雑誌についても仕入金額を切り下げる方向で進んでいる。

小 売 業	菓子 10連休中は2、3割売上減少。昨年より良い店も一部あった。10連休後の5月10～25日は特に悪い。最低賃金の問題で3店舗は指導を受けている。
	青果（横浜市） 5月取扱高は、前年同月対比10%近く減少、昨年同期も6%近い減少がさらに悪化。地域住民の高齢化、近隣へのミナスパー進出等も要因である。青果に限らず生鮮小売業者は年々減少傾向。
	青果（横須賀市） 5月も引き続き天候に恵まれ、一部干ばつの影響がありつつも入荷量・相場ともに安定した展開であった。総体的には、大型連休後の需要減はあったが、販売量107%、取引高は114%であった。
	電化製品 全体的には天候の影響もあり、エアコンの動きが早い。白物家電は好調。今夏も暑い予想なので季節商品に期待が持てる。
	鮮魚 大型連休中は開店休業状態、連休明けも客足は戻らず。例年のことではあるが、小売商にはありがたない月である。
業	燃料 5月上旬～中旬にかけ原油価格が下落し元売会社の仕切価格が3円/ℓ下方修正され、中旬以降においては全油種0.5円/ℓ仕切価格が上昇。1ヶ月間で乱高下している状況で、末端市場価格も連動。販売不振傾向のため安値量販を目指す業者もあり、周辺に影響を及ぼし、ひいては県全体に波及している状況である。
	共同店舗 消費税が10%になる予定のためか消費が冷え込んでいる。空店舗も現状のまま、景気がますます悪化している。
	オートバイ 二輪車 ETC 助成金の影響もあり、売上は増加している。組合員の車両販売状況については、大型連休の影響により、あまりよくない状態ではある。

商 店 街	商店街（藤沢市） 売上が期待された大型連休だったが、飲食部門以外は軒並み低調であった。また、その期間の煽りを受けるように、全体でも5月は苦戦した。祝日に商店街を利用する魅力が薄れてきており、生鮮品・加工食品・日用品を扱う店舗が一番影響を受ける結果となった。
-------------	--

商 店 街	商店街（川崎市） 来街者について、連休中まるまる10日間休めた方ばかりではなく、4月30日～5月2日は仕事が入った方が見られるなど、連休もまちまちだったようだ。連休中にお金を使ってしまった人は、連休後は購入を控えているようである。
	商店街（横須賀市） 前月に続き来街者の増加傾向が続く。ゴールデンウィークの10連休には観光客も増加し、全体的に売上も堅調に推移した。
	商店街（相模原市） 大型連休で行楽地は人で賑わったようだが、商店街は人通りも少なく閑散としており、連休中の売上は大幅に落ち込んだようだ。

サ I ビ ス 業	温泉旅館 大型連休の部分でかなりのプラスとなったが、大涌谷の噴火警戒レベル引き上げ以降に予約が鈍化。月全体を見ると若干増の結果となった。今回はいち早く正確な情報発信がされたこともあり、4年前に比べるとお客様・マスコミ共に冷静な反応だったようだ。
	医療業 病院外来について、4月は大型連休を控え、外来患者数のかけ込み増加があった。しかし、5月はその反動でやや外来患者数が減少。入院は、急性期病床は平日満床、土日休日に空きが目立った。
	建築設計 当組合の通常総会が開催され、新たに3名の若い新理事の就任が決まった。組合も組合員事務所も世代交代、事業承継等抱える問題は多く、厳しい時代を乗り越えるため組合運営により一層の期待を望まれている。
	ファイナンシャルプランナー 当組合総会が開催され、今年度予算が承認された。売上高は横這いを予想しているが、販売費・一般管理費が多少増加すると見込まれるため、その動向を注視している。
	情報サービス業 業況は各社でばらつきがある。好調な社では引き合い旺盛、人手不足感あり。前年同月比不変の社では、稼働要員数、販売単価は上昇したが、稼働時間が減少するため、前年同期と比較して売上・利益ともに減少するが想定内。

建 設 業	管工事業 機材の景況動向は、多少の増加傾向であるが、工事の受注においては、官公庁の発注額の落ち込みが大きく、民間は横這いである。公共工事の早期発注による景気改善に期待したい。
	空調設備工事 全体的に仕事量はありますが、人手不足のために工程遅れが大きな問題になっている。
	畳工事 決算もかなり良い数字になり、組合もほっとしている状況である。今後の一般事業の受注が好転することを願う。

運 輸 業	道路貨物 人材不足により、受注状況が変わらず悪化傾向にある。
-------------	--

そ の 他 の 非 製 造 業	歯科技工 長期祝祭日の影響か、前年同月と比べ28%も売上が減少した。「歯科技工士の就業状況等に関する調査研究結果の概要」にて、男女とも年齢が進むにつれて離職が進んでいる状況等が示された。安定供給の方策を検討し各事業所が離職理由を考慮し実行しなければ、人材不足は解消されない。
--------------------------------------	---

	不動産 新築マンションが駅近に次々と竣工。元は商業施設だった所も多く、商業施設から居住用に変わることで、人口は増えても、買物先は隣駅の商店街や近郊の大型ショッピングセンターとなる。人が集まる街でない、そこで営業する不動産も厳しい状況になるとと思われる。
--	--

働き方改革推進と雇用確保を

令和元年6月26日(水)、黒岩祐治神奈川県知事、荻原俊輔神奈川県労働局長他が本会に来訪され、働き方改革推進と雇用確保について協力要請を受けました。

県知事及び神奈川県労働局長名の要請文において、下記のとおり、働き方改革の推進並びに若年者、障がい者、女性及び高齢者の雇用機会の確保について、本会の会員・組合員企業への周知の協力要請がなされました。

1 働き方改革について

- ・テレワークの導入や、「かながわサポートケア企業認証制度」を活用した、多様な働き方の推進
- ・総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の改善
- ・最低賃金額の遵守と周知

2 若年者について

- ・「ユースエール認定企業」制度の活用等による正社員としての雇用機会の確保
- ・非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善
- ・学生アルバイトが学業に支障をきたすことなく健全に働くことができる職場環境の整備

3 障がい者について

- ・ともに生きる社会の実現に向けて、障がい者雇用の一層の促進
- ・精神障がい者の積極的な雇用、職場定着に向けた適切な配慮

4 女性について

- ・正社員としての雇用機会の確保、職場環境の整備
- ・現在雇用している非正規労働者の正社員転換・待遇改善

5 高齢者について

- ・高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大
- ・働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供
- ・生活設計セミナーの実施や能力開発への支援など、退職後を展望した従業員教育の充実

6 就職に困難を抱える者等

- ・就職に際して困難を抱える者等の働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップ



黒岩県知事(右)と
本会坂倉副会長(左)



黒岩県知事が要請文を
説明する様子

専務理事のちょっと役に立つ話

No.22

今回のテーマは夏休みにちなんで「個人旅行」についてです。

航空券、ホテル、鉄道、車、現地ガイドを事前に確保すれば個人旅行へGOです。今、それがパソコンやスマホでできるから便利になったものだと思います。ここでは海外の場合を少し紹介します。

航空券は、仲介サイトから発着時刻のほか料金、経路、乗継時間、トータル時間が表示され、各社各便を比較しながら選択できます。ホテルの仲介サイトでは、部屋ごとの料金やロケーション、外観や室内の写真などがアップされています(ツアーでは選り好みできない！)。鉄道では、かなりローカル線まで時刻表を確認できます。実際、チェコのプラハからオーストリアのリンツまでの山越え・乗り継ぎルートも時刻表どおりでした。そのほか、お得なパスを購入したり特急の座席を予約できたりします。

車は、世界的なレンタカー会社のサイトから予約できます。観光タクシーはトリップ・アドバイザーなどの旅行サイトで調べると現地の会社のホーム

ページがわかります。現地ガイドは、現地在住の日本人に仲介サイトを通して相談しながら格安でガイドをお願いできます。個人旅行で困るのはスーツケースの一時預けですが、これも仲介サイトがあって、世界100都市以上で、駅近くのホテルやお店に預けられます。

本当にこれらの仲介ビジネスには感心します。配車アプリももちろんですが、利用者のストレスや困りごとに対して、何か新しいモノをつくるのではなく、知りたいことを丁寧に表示するだけだったり、余裕のある人や場所につなげるだけだったりですが、ビジネスとして成功するわけです。

さて、私にとってのポイントは、予約しようとするホテルの部屋がダブルかツインが表示されていることです。以前、よく確認せずに予約したら、ダブルベッドの部屋に当たって、妻が広々としたベッド、私がソファで寝るはめになったことがありましたので…。

(西村)

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#22 ビスカウト

甘さ控えめな上質クリームの種類(レモン・ピーナッツ・チョコレート)をサンドした馬車道十番館の西洋菓子。いつも変わらないサクサクとした食感と、奥深い味わいを楽しめるお菓子。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

7月も梅雨空が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。夏休みを利用して旅行を計画される方も多いと思いますが、私はゴールデンウィークの旅行で大分お金を使ってしまったので、涼しい図書館でまったり過ごす予定です。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
企画情報部 Tel 045-633-5134
もしくは組合担当者まで



神奈川信用保証協会



LINE@
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット
保証等の別枠保証も
ございます
- 2 資金調達が
スムーズになります
- 3 原則として第三者
保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

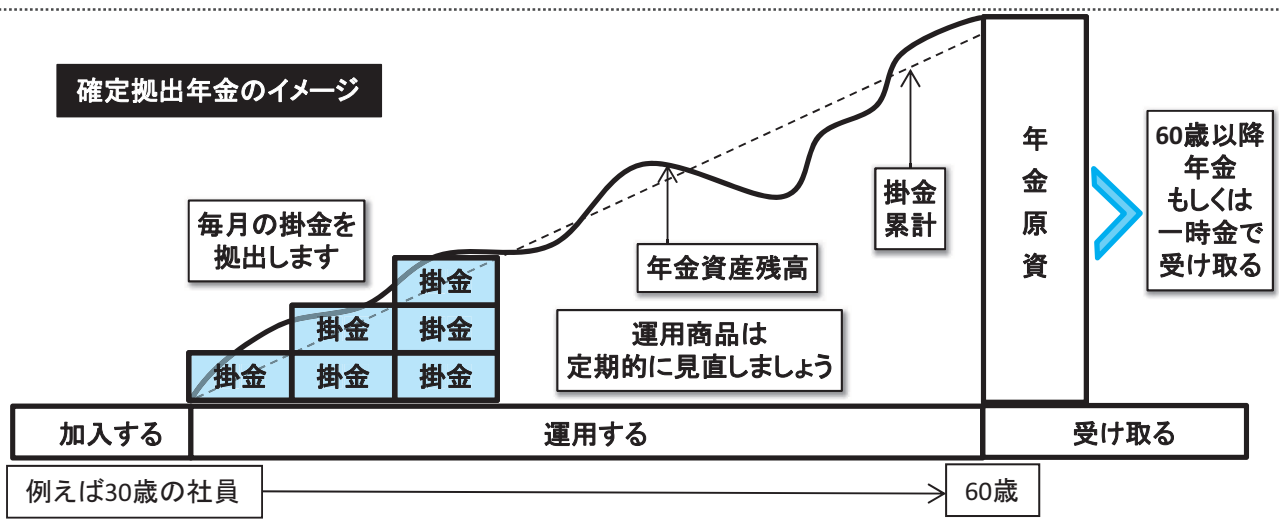
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病) 過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

＜ご連絡先＞【取扱代理店】
大樹生命保険株式会社
横浜支社 TEL: 045-345-4203

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所: 横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL: 045-461-8245
FAX: 045-461-0697

大樹生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内 **大樹生命**

BESTパートナー



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替扱月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命ビル4F TEL:042-722-6368

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

B-2019-1071 (2019.4)
使用期限 2020.3.31